

# 坂戸市設計等委託業務検査技術基準

令和2年2月20日決裁

(趣旨)

第1 この技術基準は、坂戸市設計等委託業務検査実施要領第2条の規定に基づき、検査の技術的な基準を定めるものとする。

(検査の内容)

第2 検査は、当該委託業務の成果物を対象として、契約図書に基づき、委託業務の実施状況、委託業務目的の達成、成果物の数量及び成果物の品質について、適否の判断を行うものとする。

(1) 委託業務の実施状況の検査は、業務実施体制、工程管理、業務計画に関する記録と契約図書とを対比して行うものとする。

(2) 委託業務目的の達成の検査は、成果物等の内容、調査(解析)結果記録の反映、資料等の整理、指示・協議事項への対応等に関する記録と契約図書とを対比して行うものとする。

(3) 成果物の数量の検査は、成果物(図面、報告書等)の数量と契約図書とを対比して行うものとする。

(4) 成果物の品質の検査は、成果物、調査(解析)結果記録、照査結果記録等と契約図書とを対比し、別紙1及び特記仕様書に基づき行うものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

## 別紙1 成果物の品質の検査基準

- |   |                             |   |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 測量業務                        | 埼玉県土木工事委託業務実務要覧<br>埼玉県公共測量作業規定  |
| 2 | 土木工事設計業務<br>(地質・土質<br>調査業務) | 埼玉県土木工事委託業務実務要覧<br>埼玉県土木工事实務要覧<br>道路設計の手引き(埼玉県)<br>橋りょう設計の手引き(埼玉県)<br>土木工事標準積算基準書(埼玉県)<br>道路橋示方書・同解説(日本道路協会)  |
| 3 | 建築工事設計業務                    | 埼玉県建築工事委託業務実務要覧<br>埼玉県建築工事实務要覧<br>公共建築工事標準仕様書(建築工事編)<br>公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)<br>公共建築木造工事標準仕様書<br>日本建築学会編集建築工事標準仕様書(JASS)<br>公共建築数量積算基準(国)             |
| 4 | 設備工事設計業務                    | 埼玉県建築工事委託業務実務要覧<br>埼玉県建築工事实務要覧<br>公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)<br>公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)<br>公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)<br>公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)<br>公共建築設備数量積算基準(国) |
| 5 | 解体工事設計業務                    | 埼玉県建築工事委託業務実務要覧<br>埼玉県建築工事实務要覧<br>建築物解体工事共通仕様書・同解説  |
| 6 | 全委託業務共通                     | その他の技術基準及び参考図書  |